

# 研修競技会規定

## 第1章 総 則

第1条 この規定は、神奈川県ゴルフ協会競技力向上委員会規定第4章に基づいて設置された、研修競技会に関することを定める。

## 第2章 目的・事業

第2条 本会は、ゴルフを通じて自己研鑽に励み、お互いの親睦を図りながら、県内におけるアマチュアゴルフ競技の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 競技力向上に関する競技会の開催
- (2) ゴルフのエチケット、ルールおよびマナーに関する研修
- (3) 指導者の養成
- (4) その他目的達成に必要な事業

## 第3章 会員・組織

第4条 第2条の目的を達成するため、県ゴルフ協会の組織から280名以内の選手を選抜、研修競技会を構成する。  
選抜は毎年3月末に行い、再選を妨げない。

第5条 本会会員は、次の要領で選抜する。

- (1) 県ゴルフ協会に加盟する市町村ゴルフ協会が推薦し、常任理事会が承認した者。
- (2) 理事長が常任理事会にはかって推薦する者。
- (3) 競技力向上委員会委員長が、委員会の議を経て常任理事会にはかり推薦する者。
  - ①Team KANAGAWA登録選手  
(年間出場回数は競技力向上委員会が決定する)
  - ②当該年度の神奈川県アマチュアゴルフ選手権大会上位者

第6条 本会会員は、県ゴルフ協会の会員で、男子はJGAハンディ5.9以内、女子は12.4(女子ハンディ)以内の者。あるいはそれに相当する実力を有する者。

## 第4章 役員

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 運営競技担当委員 20名以内
- (4) 女子 // 10名以内

第8条 本会の役員は、各号の定めるところにより選任する。

- (1) 会長は、競技力向上委員会において委員の中から選出し、委員長が委嘱する。
- (2) 副会長は会長が指名し、競技力向上委員会の承認を得る。
- (3) 委員は、正副会長が指名する。

第9条 本会の運営は次の通りとする。

- (1) 会長は会を運営し、業務を推進する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 役員会の召集は、会長が競技力向上委員長の承認を得て行う。
- (4) 役員会の決定事項は、競技力向上委員会に報告し、その承認を得なければならない。

第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

(2009. 01 一部改訂)

# 研修競技会 細 則

## 第1項 登録と会費

1. 本会へは、県ゴルフ協会への申し込みと期日までに所定の年会費を入金したことで登録とする。
  - (1) 年会費 10,000円
  - (2) 競技参加料 3,000円(当日会場で支払い)
2. 退会、休会、除名に関する事項
  - (1) 途中退会の場合には、会費は返さない。
  - (2) 休会の場合は、会長あてに休会届を提出する。
  - (3) 本会の名誉をき損しまたは規約に反するような行為をしたときは、競技力向上委員会において審議し、除名することができる。

## 第2項 競技会

1. 年間3回以上開催を原則とする。
2. 競技参加申し込みは個人の登録メールで伝える。申し込みは先着順とする。原則、締め切りは3週間前とする。
3. 競技会のプレーフィーは自己負担（ビジターフィー）とする。
4. 申し込み締め切り後の無断欠席、または競技終了後のミーティングに届け出なく欠席した場合はペナルティーを課す。参加取り消しについては、競技前日までに届け出ること。当日取り消しの場合は違約金を払う。（取り消しの場合は速やかに連絡する）

以 上

上記以外の必要事項は、その都度役員会にて決定する。